

レンタル商品基本契約書

契約 NO.

総則

本レンタル契約書はお客様（以下甲という）キデンリース株式会社（以下乙という）との間の、当初12ヶ月以下の賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は以下の条文の規定を適用いたします。

- 第1条 乙は甲に対し、レンタル品出庫伝票記載のレンタル物件をレンタル契約に基づいてレンタル（賃貸）し、甲は之を借り受けるものとする。
- 第2条 レンタル期間はレンタル品出庫伝票記載の期間とし、レンタル物件を甲に引き渡した時点をレンタル開始日とし、返却した日を終了日とする。但し、予約日の前日引渡しなど事前引渡しの場合は翌日をレンタル開始日といたします。
- 第3条 賃貸料金は、通常乙所定のレンタル料金、運送諸掛費、その他の費用など、請求明細書記載の料金を甲に請求し、甲はこれをレンタル開始日に乙に支払うものとする。但し、乙が事前に了承した場合、支払条件について別に定める方法によることができる。
- 第4条 乙は本物件を原則として甲指定の場所までの運送手配を乙が行い、その費用を甲が負担するものとします。尚、甲は乙から本物件の引渡しを受け次第直ちに検査点検（検収）を行ない物件に瑕疵がない事を確認する。物件の不適合・不完全・不足・その他の瑕疵を発見した場合は直ちに乙に連絡する。乙が甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、又は代替の物件を引渡すものとする。検収後の異議申立てについては、乙はその責任を負わないものとする。
- 第5条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を保管し、関係法令を守り、物件本来の用法・能力に従って使用し、常時正常な状態に維持管理するものとします。その為の費用は特約のない限り甲の負担とする。
- 第6条 甲は乙の承諾なくして機械の現状を変更し、装置又は機械に附した番号、氏名、商標、証明書番号を除去・抹消、変更又は隠蔽してはならない。
- 第7条 乙は物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる、また甲は検査に関して協力しなければならない。
- 第8条 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責に帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲の責任において行なう。甲の過失により、物件が盗難にあつたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、又は買替え費用相当額（再調達価格）を甲は乙に支払う。
- 第9条 物件が、甲の使用方法・取扱の不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を甲は乙に支払う。
- 第10条 物件引渡後に甲が乙の物件の保管・使用に起因して、第三者に対し人的・物的な損害を発生させた場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払うものとする。万一乙に損害がおよんだ場合は、直ちに甲は乙に対し、無条件にて補償しなければならない。但し、乙の整備不良など乙の責めに帰する事由に起因する場合を除く。
- 第11条 甲は物件を第三者に権利の目的とする等乙の権利を侵害する虞ある一切の行為をしてはならない。機械の破損、滅失、盗難、被詐取その他に因りて生ずる一切の損害については、甲の負担とする。尚、該当機械について、乙の承諾なしに変更し又は第三者に貸与預託してはならない。
- 第12条 甲が次の各号の一に該当したときは乙はなんらの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することが出来る。
1. 甲が支払を怠った時。
 2. 甲の財産につき第三者より仮差押、差押もしくは強制執行、競売の申請、保全処分を受け、破産、商法上の整理、和議の申し立てをされ、又申し立てたとき、及び会社更生法により更生手続開始決定の原因となる事実が生じた時。
 3. 甲が監督官公庁より営業の許可を取消され、又は停止処分を受けた時
 4. 甲が振出し又は裏書譲渡したる手形、小切手、及び引受けたる為替手形等について不渡りを発生せしめたる時。
 5. 資産、信用、又は事業に重大な変更を生じ、信用状態に著しく変化を生じたと乙が一方的に判断したる時。
- 尚、甲は乙の被った一切の損害を賠償しなければならない。但し、これらの場合乙は甲若しくは甲の

代理人から相当の担保の差入れを受け或いは乙の適当と認める保証人を立てさせて契約を継続させることが出来る。

- 第13条 甲がこの契約に違反した時、甲は機械の使用権を失い、直ちに機械を乙の指定する場所に返還するものとする。甲が直ちに機械を乙に返還しない時は乙又は乙の代理人は別段の予告なくして甲又はその代理人あるいは使用人の管理に属する土地、建物に立入り機械の占有を回収し、これを運搬、持帰ることが出来る。此の場合甲又はその代理人あるいは使用人の使用に依って機械に生じた損耗は、甲から乙に賠償しななければならない。又、上記返還並びに取戻しに要する費用は一切甲の負担とし、乙に於いて負担した額は直ちに甲より乙に支払うものとする。甲又はその代理人あるいは使用人は乙の取引に際して、一切の妨害を行わないばかりでなく、甲は乙に対して損害賠償、建造物侵入等、一切の苦情の請求等をすることが出来ないものとする。
- 第14条 前条により乙が取戻権を行使する場合、甲が乙の承諾を得、又は甲が第6条に違反して機械に添加工した物件があつた場合にも乙はこれ等を含めて機械を引き取る事が出来ると共に之に対して求償の責を負わないものとする。
- 第15条 甲が住所を変更したときは直ちに乙に通知しなければならない。万一之を怠った時は乙から旧住所に宛て発送した郵便物は総て甲に配達されたものと看做し、甲は不着又は延着に因りて生じた損害ないし、不利益を乙に対し主張することは出来ないものとする。
- 第16条 本契約に関する総ての訴訟については乙の管轄する大分地方裁判所をもって合意管轄裁判所とする。
- 第17条 乙の請求ある時は、甲は本契約に関して強制執行認諾条項附の公正証書を作成するものとする。
- 第18条 本契約に関して乙の承諾を得る場合は全て書面に依るものとする。
- 第19条 甲は本契約締結に当っては、乙の要求により乙が適当と認める連帯保証人一名以上を立てる。連帯保証人は甲の本契約上の一切の義務について甲と連帯してこの契約に因る一切の債務の履行の責に任ずる。

以上

甲（賃借人）

当社レンタル商品をご利用になるお客様 各位

乙（賃貸人）

大分市原川2丁目3番3号
キデンリース株式会社
代表取締役 田北恵三